

商品概要説明書

| 項 目 | 内 容 |
|--------------------------------------|---|
| 商 品 名 | • 無利息型普通預金 |
| 販売対象 | • 個人、法人、法人格のない団体 |
| 期 間 | • 定めはありません。 |
| 預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> • 随時預入できます。 • 1円以上 • 1円 |
| 払戻方法 | • 随時払い戻します。 |
| 利 息 | • 無利息です。 |
| 手 数 料 | <p>【未利用口座管理手数料】</p> <p>※2021年11月1日以降に開設の普通預金口座（総合口座を含みます）に適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 最後のお預入れまたは払い戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払い戻しが無い口座（当該口座の利息入金、未利用口座管理手数料の引落しは除きます）を未利用口座としてお取扱いいたします。 <p>ただし、次の口座は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該口座の残高が10,000円以上ある場合 ○同一店舗において、定期性預金、お預かり金融資産（財形預金、投資信託、国債等）のお取引が1円以上ある場合 ○同一店舗において、お借入れ（カードローン含む）がある場合 <ul style="list-style-type: none"> • お客さまの口座が未利用口座となった場合、事前に郵送によりお客さまの届出住所にご案内いたします。 • お客さまの口座が未利用口座となってから一定期間（翌々月末）を経過してもお取引がない場合、年間1,320円（税込）の未利用口座管理手数料を引落しいたします。 • 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、お客さまに通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料として引落し、同口座を自動解約いたします。 • ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。 |

無利息型普通預金

| 項 目 | 内 容 |
|------------|--|
| 付加できる特約 | <ul style="list-style-type: none"> • 個人名義の場合、総合口座により定期預金を担保に 90%(上限 300 万円)まで当座貸越がご利用できます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率) 但し、未成年者の方は、総合口座契約はご利用できません。 |
| 中途解約時の取扱い | — |
| 税 金 | — |
| 金利情報 | <ul style="list-style-type: none"> • 金利は当組合ホームページまたは窓口にてご確認ください。 |
| その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> • 公共料金等の口座振替並びに給与、年金等の自動受取もできます。 |
| 預金保険制度 | <ul style="list-style-type: none"> • 普通預金は全額預金保険の対象となります。 • 定期預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 |

無利息型普通預金

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------|---|
| 苦情処理措置 ・紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> <p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>〔銚子商工信用組合本部相談窓口〕</p> <p>電話番号：0120-725-362</p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続については、営業店店頭掲示ポスターをご覧ください。当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページ https://www.choshi-shoko.co.jp/</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記銚子商工信用組合本部相談窓口またはしんくみ相談所までお申し出ください。またお客様から上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>〔一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所〕</p> <p>電話番号：03-3567-2456</p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5</p> |